申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容具		販売行為等の許可
根拠剂	去令及び条項	新座市コミュニティセンター条例第13条
		コミュニティセンター内において、物品の販売その他これに類する行為をして はならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。
所 管	部 課 係 名	教育総務部公民館
審	関係条項	
	基 準 (未設定の場 合はその理由)	次に該当する場合に、販売等を許可する。 (1) 社会教育関係団体又はこれに類すると認められる 団体が行うバザーであること。 (2) 原則として総売上げの全部又は一部を福祉施設、 青少年教育振興基金等に寄付する団体であること。 (3) 販売品は、市価より廉価であり、手作り又は不用品の範囲であること。 (4) コミュニティセンターまつりや市及び教育委員会等の後援・協賛による公共的イベントにおける模擬店での販売。 (5) 収支の状況を館長に報告すること。 (6) 利用は、1団体につき原則として年1回2日以内に限る。
	参 考 事 項	当該許可に係る利用について必要な条件を付け,又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。(第7条第3項)
準	設定等年月日	平成11年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 原則即日
期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)